

特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会 役員報酬規程

第1条 (目的)

この規程は、特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会（以下「HCJ」という）定款第19条（報酬等）に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条 (報酬)

役員には、総会の承認を得て報酬を支給することができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、総会において決定した額とする。
- (2) 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- (3) 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

第3条 (報酬の支給日)

役員の報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第4条 (報酬の支払い)

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規定は、平成26年4月12日から施行する。